

山梨県の最低賃金

●地域別最低賃金

山梨県最低賃金	時間額 (発効年月日)	適用の範囲
	689円 (22.10.17)	産業や職種に関わりなく、山梨県内で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。 ただし、下記の2業種は該当する特定(産業別)最低賃金が適用されます。

●特定(産業別)最低賃金

	時間額 (発効年月日)	適用の範囲 (平成19年11月改定 日本標準産業分類による)	特定(産業別)最低賃金から適用除外され、地域別最低賃金が適用されるもの
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	789円 (22.12.24)	山梨県内で、次の産業を営む使用者及び使用者に使用される労働者 (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業 (2)電気機械器具製造業 (3)情報通信機械器具製造業 (4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)	次の者を除く(ただし、山梨県最低賃金が適用されます。) (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。) (3)次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次の①から③の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 ① 清掃又は片付けの業務 ② 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組立、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務 ③ 手作業により行う熟練を要しない軽微な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り換え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務
自動車・同附属品製造業	798円 (23.1.5)	山梨県内で、次の産業を営む使用者及び使用者に使用される労働者 (1)自動車・同附属品製造業 (2)(1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)	次の者を除く(ただし、山梨県最低賃金が適用されます。) (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(技能養成の内容、実施期間が明確で、かつ、計画性をもち、担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限る。) (3)次に掲げる業務に主として従事する者 「業務に主として従事する者」とは、次の①から③の業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。 ① 清掃又は片付けの業務 ② 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レットル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。) ③ 手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り換え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務(これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。)

(注) 1 次の手当・賃金は**最低賃金額に算入されません**。

- ①精皆動手当、通勤手当及び家族手当 ②時間外・休日・深夜手当
③臨時に支払われる賃金 ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

2 精神的・身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者の場合等、使用者が**労働局長の許可を受けることを条件に、地域別最低賃金又は、特定(産業別)最低賃金の減額特例**が個別に認められています。

- ★最低賃金は、臨時・パート・アルバイトにも適用されます。
★最低賃金額は、職場での周知が義務づけられています。
★家内労働者には、最低工賃が適用(最低工賃を定める業種に限る。)になります。

お問い合わせ
合わせは

山梨労働局 労働基準部
賃金室
☎ (055) 225-2854
<http://www.y-roudoukyoku.go.jp>

甲府労働基準監督署 ☎ (055) 224-5616
都留労働基準監督署 ☎ (0554) 43-2195
鯉沢労働基準監督署 ☎ (0556) 22-3181

最低賃金の基礎知識

山梨県の特定(産業別)最低賃金
-最低賃金の知っておきたいポイント-

最低賃金の減額特例